

## 令和6年度 第2回大和市環境審議会 議事録

I. 開催日時 令和7年2月12日（水） 午後2時～午後4時

II. 開催場所 大和市役所本庁舎5階 全員協議会室

III. 出席状況 委員：12人

浪瀬 洋一委員（職務代理）、石井 敏英委員、板橋 雅美委員、  
大川 沙耶香委員、片倉 忠雄委員、古谷田 和子委員、鈴木 澄子委員、  
高野 安弘委員、高橋 一雄委員、中田 朝夫委員、壺井 里央委員、  
寺下 明文委員

事務局：環境施設農政部長ほか17人

IV. 傍聴人 0人

V. 公開・非公開の状況

■公開 □非公開 □一部非公開

VI. 審議又は検討の経過及び結果

### ●会議次第

1 会長挨拶

2 補充委員の紹介

3 議題

（1）やまとの環境の年次報告について

（2）農政課の事業報告について

（3）清掃事業の概要の報告について

4 その他

### ●審議内容など

環境施設農政部の事業報告について、所管課が説明を行った後、各委員からの意見・質疑に回答した。

（※資料等は複数ページに渡るため掲載しておりませんが、市役所環境総務課で閲覧できますので事前に連絡のうえお越しください。）

### 次第3 議題

#### (1) やまとの環境の年次報告について

- 委員 P14、(1) 事業活動に伴う水質汚濁の防止、「指標 12【生活環境保全課】工場排水の採水検査回数」について、回数の増減が意味することは何か。
- 事務局 事業所の排水量によって、採水できない場合があることから、検査回数が増減している。
- 委員 P18、(1) 事業活動等に伴う騒音・振動の防止、建設作業の騒音・振動防止対策の推進「指標 26【生活環境保全課】建設作業に伴う騒音・振動公害苦情件数」と「指標 27【生活環境保全課】特定建設作業の届出件数」については、別々の数値として評価するのでしょうか。それとも、「指標 26／指標 27」という割合の計算を行い、関連付けて評価するのでしょうか。
- 事務局 建設作業における苦情件数と特定建設作業の届出件数は別々の数値として評価している。建設作業には特定建設作業に該当する重機を使用する場合と使用しない場合があるが、いずれも、事業活動の活性化に伴い、増加するものと考えられる。
- 委員 P19、営業騒音防止対策の推進、「指標 28【生活環境保全課】飲食店・卸小売業からの騒音苦情件数」について、騒音苦情の内容と指導後の事業者の対応を教えてください。
- 事務局 店舗のカラオケ騒音や室外機等の回転物による騒音が主なものだが、必要に応じ立入調査や騒音測定を行っている。測定結果を規制基準と照らし合わせ、事業者に対し、指導や協力を要請している。対策が講じられた場合は対策後の現地確認を行っている。
- 委員 P20、道路騒音・振動の状況で国道 2 4 6 のデータ（騒音）以外に、県道 5 6 号、5 0 号の振動、騒音のデータを教えてほしい。
- 事務局 令和 5 年度の測定結果は、県道 5 6 号・目黒町町田線で騒音：昼 68dB、夜 66dB、振動：昼 44dB、夜 40dB、県道 5 0 号・座間大和線で騒音：昼 68dB、夜 66dB、振動：昼 41dB、夜 39dB となっている。
- 委員 P21、美化のグラフで H 2 9 から H 3 0 に急激な変化があるが、その理由は何か。
- 事務局 平成 29 年度までと 30 年度以降で、アンケートの集計方法が変わったことによるもの。平成 29 年度までは、「思う、どちらともいえない、思わない」の 3 段階で「思う」の割合を集計していた。これに対し平成 30 年度からは「思う、やや思う、あまり思わない、全く思わない」の 4 段階とし、「思う、やや思う」の割合を集計している。なお、環境要素 6. 生物(p.32)、7. 景観(p.37)、9. 産業(p.45)も同様である。
- 委員 P29、住宅地・商工業地の緑化推進「市の役割 その 64【みどり公園課】」みどりの相談コーナーにおける緑化の相談内容はどのようなものか。
- 事務局 庭木や草花、果樹、野菜、観葉植物、山野草、ランなど、対象植物が幅広い。質問内容も「この時期の施肥はどのようにすればよいか?」「花を咲かせる方法は?」「剪定

時期は？」「虫がつかない方法は？」「病気に対する対処方法は？」などさまざまでとなっている。

委員 環境中の基準濃度を超過した有害化学物質数〔種類〕のところで物質名は何で、有害性はどのようなものか。

事務局 光化学オキシダント、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、六価クロムとなっている。  
光化学オキシダントは光化学スモッグと関連があり、目がチカチカする、のどの痛み等の症状が考えられる。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を多量に含む水を摂取した場合、酸欠症状を引き起こす可能性がある。六価クロムは慢性的に付着や吸入することで、呼吸器系のがんや皮膚の炎症等を引き起こすことが古くから知られている。一度に多量に口から摂取することで、死に至る場合もあるとされているが、意図的又は事故により多量に摂取した場合を除いて、急性毒性により、国内で死亡した事例はない。

委員 P42、(2) 有害化学物質等による環境リスクの最小化、ダイオキシン類への対応「指標 60」、「指標 61」、市の役割「その 99【生活環境保全課】」について、達成状況、取組計画にある焼却炉に対する苦情とは、どのようなことか。

事務局 「指標 60」、「指標 61」に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法に規定された要件に該当する施設に課される、測定・報告義務に基づくものです。こうした施設に対する指導等の権限は神奈川県にあることから、神奈川県が指導等を行っている「その 99【生活環境保全課】」に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法に規定された要件に該当しない、小規模な施設が原因となる苦情に関するものである。こうした苦情が発生した場合、市が現地確認を行い、神奈川県と協力して、指導等を行っている。  
なお、令和 5 年度に寄せられた苦情は、事業所内に設置された焼却炉から生じる、臭いに関する近隣からの苦情であり、燃やし方について指導を行っている。

委員 P54、(1) 基盤整備による環境負荷の低減、人と環境にやさしい社会基盤の整備「指標 72【建築指導課】」、市の役割「その 131【街づくり総務課】」について、参考までに、取組計画にある駅にホームドアを設置する費用はいくらくらいか。駅の大きさや設置条件によって違うと思うが、大和市内で設置された任意の駅で構わない。

事務局 小田急江ノ島線 大和駅に整備するホームドア等についての補助事業に要する経費は、ホームドア 4 列分で 1,205,000,000 円になる。ホーム補強工事は含んでいない。

委員 P55、ラダーパターンの整備ができている所と、これから整備する予定の道路の地図を開示してほしい。

事務局 ラダーパターンを形成している道路は、都市計画道路となっている。各都市計画道路の整備率は、HP で公表している「道路の概要」に掲載している。これから整備する予定の道路の地図はないが、計画されている都市計画道路は、公開型地図情報サービスで確認することができるので、ご活用いただきたい。

委員 P89、令和 7 年度以降の取組の方向欄に P S メール配信が記載されているが、市 HP 等で「やまと P S メールによる電子メールでの情報配信は、令和 7 年 3 月末をもっ

て終了する」旨アナウンスされている。4月以降も何らかの形でPSメールは残るのか。

事務局 ご指摘のとおり、PSメールは令和7年3月末をもって終了するので、今後、代替方法を検討し、周知を図っていきたいと考えている。

委員 P99~100、平成29年の「県廃棄物処理計画改定」を「県循環型社会づくり計画改定」に修正し、主要な計画等の変遷について、追記した方が良いと思われるものがある。必要に応じて追加を検討いただきたい。

事務局 ご指摘のとおり修正する。

委員 P109（6）のZEBの読みは「ゼッチ」ではなく「ゼブ」が正しい。

事務局 誤りのため修正する。

委員 P109、省エネルギー機器の設置や利用について、「高額で設置が困難」に関して、太陽光発電システム、特に家庭用に関しては、初期費用の高さから設置のハードルが高いかもしれないが、電気を自家利用することで、後々の電気代を抑えられる、災害等で電気が使えないときも太陽光発電システムがあれば、安心して電気を使った生活ができるなどメリットを多くの人に知っていただく必要があると感じる。

事務局 太陽光発電については、電気代の削減による家計への効果をアピールしている。また、初期費用0円の太陽光に対する補助も行っているところである。今後も、災害時の電力確保も含め、太陽光発電設備設置のメリットがより一層市民に伝わるよう、努めていきたい。

委員 大和市では「省エネ家電の買い替え費用の助成」を導入予定はないのか。家電買換えの際に環境配慮に関して考えるきっかけになるのではないかと思う。

事務局 省エネ家電買い替えについては、市での補助の予定は現在ないが、11月から1月まで神奈川県が買い替えキャンペーンを行っていた。本市市民も応募可能であるので、今後実施の折には改めて周知に努めたい。本市は今後も、市域の地域脱炭素化に向けて、市民向けの補助や周知啓発などを努めていく。

委員 大和市は、SDGs未来都市の選定は、現時点で視野に入れているのか。

事務局 SDGs未来都市は、選定されると、国や有識者から総合的なサポートを受けられることや民間企業、他の自治体といった関係団体等との連携が強化され、地域活性化につながるなどの可能性が考えられる。しかし一方で、そうしたメリットの本市への有効性や必要性が不確定であることから、まずは、すでにSDGs未来都市として先進的な取り組みを進めている事例などについて調査研究を行っていきたいと考えている。

委員 P110、基本条例のPRは、市民にどのように伝えているか。

事務局 ホームページ等を通して情報を発信しているが、今後もさらに、PRに努める。

委員 P119、用語「サーマルリサイクル」について、現在、国は循環型社会形成推進基本法で規定する「熱回収」の別称として「サーマルリサイクル」ではなく「サーマルリカバリー」を用いているため、機会を捉えて修正した方が良いと考える。

事務局 ご意見を踏まえ、記述を改める。

委員 P3、地目別土地面積の「その他」は商業施設・道路という認識で良いか。

事務局 他部の所管のため、後日回答する。

委員 P5、(3) 都市環境の中の避難場所の確保、災害に強い街づくりとあるが、規模としては南林間にある防災パーク程度と考えているのかを知りたい。土地の確保が難しいと思うが、各地域にあると安心出来る。

事務局 他部の所管のため、後日回答する。

委員 P8、深呼吸したくなるまちにおいて、中央林間駅のパチンコ店のまわりの喫煙者に困っている。路地禁煙の啓発活動も知っているが、詳しく知りたい。

事務局 市としても懸念している。パチンコ店の敷地の中に喫煙所があるため、厳密にいうと路上ではない。私有地にあたるため、大和市路上喫煙防止条例をもとに禁止と言えない現状がある。ただし、苦情が多く寄せられているため、パチンコ店に対し灰皿を撤去するよう再三申し上げてきた。当課だけではなく、警察や保健所とも申入れしてきたが、市の事業に非協力的で撤去する気がなく、灰皿を置くことで吸い殻のポイ捨て防止になっていると強調している。令和5年の秋口に交渉が決裂し、現在は路上喫煙防止指導員の勤務日には、パチンコ店の前で拡声器をもって「道路上での喫煙は通行者の迷惑となり、多くの苦情が寄せられている。路上喫煙はやめましょう。」とアナウンスしている。本来、指導員は路上を巡回してまわるが、中央林間はパチンコ店を中心に立ち止まって注意喚起している。路上喫煙者がいる際は、まずエトモにある公式の喫煙場所を案内する等、市としてできる限りのことをしている状況である。

委員 騒音と振動に関して、IIの一覧表の音については、令和4年度から令和5年度にかけて、83%から50%と低くなってしまったことがわかる。振動の基準値がないが、環境要素としては入っていないということか。

事務局 個別指標としてはあるが、全体としては環境要素という大きなところに入るという形になっている。

委員 路上によっては、路上喫煙禁止という路面標示があるが、中央林間のパチンコ店付近にそれはあるのか。

事務局 まさに喫煙所のある場所の目の前に、喫煙者から見えるよう、大型の路面標示と、小田急の壁や倉庫にも小田急の許可を得て看板などを貼っている。

委員 温室効果ガス排出量削減率について、家庭部門は12%くらいしかない。市民の理解が得られない部分があると思うが、具体的な対策はあるのか。

事務局 家庭部門については、産業部門に比べると削減率が見劣りするが、市の世帯数が増加していることも要因と考えている。全国的に見ても、家庭部門の削減には時間がかかる。企業は、設備の更新等で大幅に下がるが、住宅は変わりづらい。ただし、国においても、家庭における太陽光だけでなく、断熱により冷暖房の使用量を減少させることで、二酸化炭素排出量の減少につなげていく動きがある。市でも、現在、太陽光、断熱改修、エネファームの補助金事業を進めている。物価高の中で、そのようなもの

を導入するのが大変である一方、太陽光の設置は進んでいる。市民にも協力していただき、家庭部門の脱炭素化に努めていきたい。

委員 第1回審議会において、ゆとりの森は厚木飛行場の航路にあたるから、太陽光パネル等反射するものは設置できないと言っていた。その付近の家にも設置できないのか。

事務局 他部も関係しているため、後日回答する。

事務局 ゆとりの森に設置しようと考えていた太陽光パネルは大型のため、個別に防衛省と協議した経緯がある。なお、一般の家庭にもそれが適用されるのかは不明である。

委員 中央林間の路上喫煙について、路面標示により大々的にアピールしていると言っていたが、相鉄大和駅のホームに子どもの絵で「スマホのルールを守ろう」というポスターが貼ってある。それを大人が見て、心を改めることがあるのではないか。大和市環境ポスターコンクールを毎年やっているが、そのポスターを貼り、「大人として恥ずかしい」を子どもの絵でアピールするのはいかがか。

事務局 環境美化ポスターコンクールの審査にご協力いただきありがとうございました。現在、路面標示を1000枚くらい貼っているが、約2年経つと劣化してしまう。そのため、優秀賞作品等の絵を展示したり、ラミネート加工して貼ったりして、子どもの絵を毎年変えて貼っていくのもありかなと課内で話している。今年度からコンクールのやり方を変えて、テーマを「路上喫煙禁止」、「不法投棄・ポイ捨て禁止」と明確にして募集した。今後、頂いた意見も参考にしながら、ポスターを貼っていきたい。路上喫煙をしている人は、してはいけないのをわかっていながらする。指導員が指導している中で、暴力事件で逮捕されたこともある。何をしようが関係ないという人もいるが、委員の仰るとおり、子どもの絵を見て心を改めてくれることを願って、試してみたいと思う。

委員 P F A S について、新聞に岡山県の自治体が、飲み水を調べたらアメリカにおいて有害性の認められる基準の20倍と書いてあった。大和市は厚木基地の近くに川もあり、各学校にあるだろう防災対応の井戸水は、生活用水で飲み水に適さないとあるが、飲まなければ困る状況になるかもしれない。危機管理課にこのフィルター通したら飲めるというフィルターはあるのか聞いたことがあるが、特にないという回答だった。家にある井戸は、年1回検査をして許可をもらっているが、市や県として、調べる予定はあるのか。

事務局 岡山県の件については、飲み水とする川の上流部に高濃度のP F A Sを含む活性炭を業者が投棄した。その川の水を飲んだ方の身体に影響があるのではないかとということで、住民の血中濃度等を検査していると承知している。ただし、大和市は上水道普及率約99%のため、井戸水を飲用として使用することは控えるよう啓発している。災害時、どうしても状況を考え、令和2～3年ころ、環境省が3か所ほどP F A Sを調べた。暫定基準と言われる50ナノグラムより下回っていた。ただし、地下水は、場所や深さが変われば調査値以上となる可能性も捨てきれない。災害時に飲料水が避難所に届くまでの1～2日の間に、やむを得ず井戸水を飲まなければならない

くなったとしても、基準値を大きく超えることはないだろう。食品安全委員会において、食品衛生法の基準として、令和6年1月に、どのくらいPFASが含まれていても問題がないのか調べた結果、PFAS及びPFOAは、体重1kgあたり20ナノグラムまでは健康に害はないとされた。一口でも飲んだらアウトではなく、どのくらいの期間摂取し続けていたのかが問題になってくるのではないかな。

委員 P77、市民のライフスタイルの転換を促すことに関して、ヤマトン健康ポイントを実施しているが、環境配慮行動に取り入れることで、ライフスタイル転換や環境への意識向上のきっかけとなるのではないかな。コンポストを持ち込んだらポイント付与、環境に関する講義にでたらポイント付与するなど。実際やるとなると予算の兼ね合い等があると思うが、ひとつの案として捉えてもらいたい。

事務局 予算のハードルは高くないと思われるため、何かできないか検討する。

## (2) 農政課の事業報告について

委員 P3、市民朝霧市支援事業について、支援事業の内容と予算はどのくらいかな。

事務局 朝霧市は、大和市民朝霧市推進委員会により、運営されており、その活動に対し、大和市では、事務的サポートに加え、今年度は60万円の補助金を交付し、活動を支援している。

委員 南林間スポーツ広場にも開催されるとよいと思う。理由は、販売店が少ない、高齢者が多いからである。

事務局 市民朝霧市は、「朝霧市（引地台公園）」、「夕やけ市中央林間（中央林間スポーツ広場）」、「おさんぽマート（シリウス前）」を開催し、令和5年から「夕やけ市やまと（やまと公園）」を追加したところである。開催日時も、各会場の来場動向や出店者の仕事スケジュールなどを考慮し、調整している。ご提案いただいた地域での開催については、状況も確認し、大和市民朝霧市推進委員会に提案したいと思う。

委員 直売所や夕やけ市など、大和市で農家が育てた新鮮な野菜が購入できる場が多くあるのは、市民として嬉しく思うし、是非、継続していただきたいと思う。

事務局 今後も、直売所や夕やけ市などの活動を支援していく。

委員 市民農園の存在は知っており、農業に興味がありつつも、今まで農業での栽培経験がないと敷居が高く感じる。初心者向けの農園栽培講座（栽培の仕方、農園の使い方、栽培した野菜を販売するやり方）があれば農業を実際に始める後押しになるのではないかなと思う。

事務局 市民農園の利用者の方には、春と夏の年二回、市民農園運営委員会により、栽培講習会が開催され、好評をいただいている。今後も、利用者のご意見を伺いながら、初心者から経験者まで、栽培技術が向上するよう講座を考えていく。

委員 水田は、稲作だけでなく、子供たちへの環境教育の場として最高の場所だと思っている。例えば、田んぼでの生き物観察、田植え、収穫体験、田植え前の田んぼで泥遊び

など、色々な体験ができる。私も子供を連れて厚木市や座間市の田んぼに行くことがあるが、大和市でもこういった体験の場があると嬉しい。

事務局 現在、水田にふれる機会として、「やまとふれあいの里レンゲまつり」を毎年開催し、田植え前の水田を開放している。ご提案いただいた生き物観察や田植え等に関しては、地元農家の意向も伺いながら、検討していきたいと思う。また、栽培体験としては、今年度から、「さつまいも栽培体験教室」を行い、市内在住の小学生を対象に、植え付けから、つる返し、収穫までを行い、最後に『焼き芋』の試食をすることにより、生産から収穫、消費までを体験してもらった。

委員 ふれあい農園等の促進普及を含む、援農サポーター事業の充実及び振興策を望む。

事務局 農家の労働需要に応えるため、市掲示板で募集するなど援農サポーター発掘を行った。その結果、令和6年12月時点で、活動している援農サポーターは59名となり、概ね農家の支援希望には対応できている。ただ、夏場の高温化などの影響もあり、高齢化を理由とする登録解除が、新規登録数を上回っている現状があるため、今後、登録人数と労働需要のバランスを考慮しつつ、必要に応じ、募集強化を行っていく。ふれあい農園事業は、大和市では、JAさがみが主体となり、観光花農園として、農地所有者が営んでおり、開花シーズンには、多くの方が訪れ、毎年楽しみにしているとの声をいただく。引き続き、観光農園の支援、PRを行っていきたい。

委員 新規就農者制度の促進・普及を進めてもらいたい。

事務局 認定新規就農者に対し、本市では、JAさがみ等の関係機関と連携し、栽培技術指導や経営相談などを行い育成に取り組んでいる。さらに、今年度からは、認定新規就農者の確保、育成のため、国等の補助金制度も活用し、経営が安定するまでに必要な資金や設備等の購入に対し、金銭的な支援も強化している。認定新規就農者は、地域農業の持続的な発展を支えるために必要な存在であることから、今後も積極的に人材の確保、育成に取り組んでいく。

委員 水田看板コンクールのポスターはどこに飾るのか。

事務局 水田組合ごとに水田へ飾っている。具体的には、深見一之関、島津は大和東高校上方、森下の組合が大和東小学校近辺、一番南側で下和田のいちょう団地にある水田である。

### (3) 清掃事業の概要の報告について

委員 総1～総9の内容は大変勉強になる。小学生～中学生の義務教育の生徒に活用できる資料だが、活用は教員研修会などでのPRは考えているか。

事務局 清掃事業の概要は、年次の報告書であるため、教育研修会などでのPRは考えていない。ただし、授業等で活用していただきたいことから、各小・中学校には2部ずつ配布している。なお、学校等などから要請があれば説明にお伺いすることは可能である。

委員 植物性廃食用油、生ごみ堆肥の回収場所を増やし、油や生ごみのこのようなりサイク

ルがあることを広く市民に知っていただけると、可燃ごみの削減につながるのではと考えた。回収した堆肥を市内の緑化に利用したり、農家に使っていただき、できた野菜を売ったり、ごみ堆肥が役に立っていたりと実感できるようなアピールをしていくことも大切だと感じる。

事務局 植物性廃食用油及び生ごみ堆肥の回収場所の増設については、中身を確認できる受付員の配置が難しいこと、施設管理上においても安全で適切な保管が必ずしも担保できないことから、回収場所を増やすことは、難しいものと考えている。なお、市では、可燃ごみを削減するため、今後も機会を捉えて周知啓発に努めていく。

委員 P46、47、学校給食の資源循環システムは、子供の教育にとっても、環境配慮の観点においても、とても良い取り組みだなと思った。今後は、このシステムを家庭や企業等にも広げ、市民一丸となって循環社会の実現を目指していけたらと思う。

事務局 市では、ご家庭等で熟成された堆肥を「資源の拠点回収」場所にて回収しており、その後、市民農園等で使用しているところである。また、次年度からは、新たに「コンポストバッグ」を補助対象として加える予定であり、さらなる環境負荷の低減に努めていく考えである。ごみの減量化・資源化に対する意識向上を推進するため、引き続き循環型社会の実現に向けて取り組んでいく。

委員 P58、2－(1) 家庭し尿浄化槽放流水汲取状況について、令和5年度と他の年度を比較すると、令和5年度の方が汲取量は減少しているが、ほぼ委託料が上がり、手数料が下がっているのはどうしてか。

事務局 委託料については、毎年入札により汲み取りを実施する業者が決定されている。神奈川県 の 公 共 労 務 単 価 の 推 移 か ら、委 託 料 の 上 昇 原 因 は 人 件 費 と 推 測 さ れ る。汲 取 量 及 び 手 数 料 は、汲 取 り を 要 す る 世 帯 が 減 少 傾 向 の た め、値 が 減 少 し て い る。

委員 15 年位前、プラ容器が着火剤に使われていると聞いたことがある。今の取組は変化しており、100t だけがリサイクルできないのは分かったが、昔そのようなことはあったのか。

事務局 昔は法律がなく、プラ容器は燃やしていた。よく燃えるため、着火剤として使用されていたのは事実である。現在は、資源をむだにしないために、日々法律が新しくなっており、資源にできるものは資源にするという法律があるため行っていない。

委員 再生化エネルギーは今、社会でうたわれていて大事なことだと思うが、総括1にある総排出量と総資源化率の割合で、28%という数値は、高いのか、低いのか。どのくらいならばよいといえるのか。他の市町村と比べるとどのくらいが理想なのか。

事務局 自治体により算出方法に差があるため正確には分からないが、神奈川県の平均リサイクル率は15%であり、大和市は約30%のため高い方である。個別収集というのものもあるが、市民の皆様の環境に対する意識や協力があってこそその数値である。

#### 次第４ その他

委員 環境の評価指標、空気美化等について、市民からの苦情の受付は年間どのくらいか。

事務局 市の広範な分野のため、全体としての把握は難しい。市民の関心は高いため、全体として施策を続けていきたい。

委員 評価指標について色んなところでサンプリングしているが、実際被害に遭っている市民がどの程度クレームを出すのかは別の評価となるのではないかと思い質問をした。

事務局 生活環境保全課に限定すると、令和５年度の騒音、振動、水質、悪臭に関する苦情は７９件であり、騒音４３件、振動１０件、大気１０件、悪臭１２件であった。騒音が一番多く、夜半までやっているお店や建設工事に係る苦情が多くを占めている。大気は、野焼きが中心である。平成１０年がピークで年間２００件を超えるくらいであったが、近年は７０～８０件を推移している。苦情受理後解決できた件数は、９割程度は年度内に解決、または、苦情を寄せた人から一定の納得を得ている。残りの１割くらいは２～３年にわたることもある。なお、令和５年度において路上喫煙の苦情は、市長への手紙、FAQ、電話、窓口を合わせて１００件ちょっと寄せられている。

事務局 P102、103、にて市民に対する環境アンケートを実施している。各指標に基づいて、市民がどう考えているのかを問うものである。ホームページには全体が載っており、そこから全体をつかむ努力をしている。

・事務局より、「一般廃棄物処理基本計画改定に向けた市民アンケートの実施について」及び「令和７年度 大和市環境審議会開催予定」について説明を行った。

《閉会》